

《国際家族法研究会報告(第49回)》

中国法における夫婦間のプライバシー

徐 瑞静

一 はじめに

本報告においては、とくに、強い生活共同体を形成する夫婦の場合を前提として、法的観点から、そのプライバシーに論及することとしたい。プライバシーとは、私事を他人に知られたくないことである。法律学小辞典においては、家庭の内情や夫婦の寝室などのように純然たる私生活・私事に属する事項である。他人の干渉や覗き見からこれを保護することが個人の尊厳を尊重する思想の下では要請される。また、プライバシー権、国民が享有する私人の生活安定および私人の情報保護は、法に則って保護され、私事をみだりに第三者に侵されない、知られない、収集されない、利用されない、または、公開されない等の法的権利であり、人格権の一部と考えられている。そのために、プライバシー権は「個人生活権」または「私生活権」とも呼ばれる。プライバシー権は、主体についてあくまで個人の私事に属する内容であり、その内容は、外界による違法的な干渉を排除することであり、客体は、公開したくない個人の情報または秘密ということとなる(孫若軍「身分権と人格権冲突的法律問題研究——以婚姻关系为

视角》(中国人民大学出版社、二〇一三年)一〇七頁)。

プライバシー権は私的自治を基として、私生活全般を概括している。当初、プライバシー権は秘密、情報に限られていたが、その後、個人生活安定の保護にまで拡大されるようになっていく。現在、プライバシー権の目的は、すでに個人生活安定から個人の尊厳を尊重し、個人生活における自主権を保護するところまで発展してきた。プライバシー権の本質は自由である(孫・前掲書一〇七頁)。

プライバシー権の前提要件としては、まず、個人の情報または秘密が社会秩序、利益に関わらないことである。従って、プライバシー権の保護範囲は広範であるが、個人的人格、家庭関係および物質の利益に関する主張、要求または希望にしか関わらず、主に、公共利益に関わらない個人情報保護権、通信秘密権、私事の利用、私生活の安定などを含んでいる(孫・前掲書一〇七頁以下)。

「民法通則」が、プライバシー権を人格権の保護範囲に取り入れていないため、長い間、司法実践においては、最高人民法院の司法解釈に基づいて、名誉権または公共利益を保護する形で、国民のプライバシー権が守られてきた。最高人民法院「名誉権事件の審理に関する若干問題の解答」の規定内容は、他人の同意を得ず、みだりに他人の私事材料を公開するか、または、書面、口頭の形で他人の私人を宣揚し、名誉の毀損に至った場合、他人の名誉を侵す問題として処理しな

ければならないと定めている。このような、間接的な保護方法は、明らかに社会の現実的な需要に因應しておらず、そのため、プライバシー権については、憲法を中心する法的保護体系の内容に納めることが、ずっと学者たちの強い願望であった。民法の立場から見ると、一九八八年最高人民法院「中華人民共和國民法通則」貫徹執行に関する若干問題の意見（施行）から、一九九三年「名誉権事件の審理に関する若干問題の解答」、それから、二〇〇一最高人民法院「民事不法行為精神損害賠償責任の確定に関する若干問題の解釈」、さらに、二〇〇九年に可決された「中華人民共和國不法行為法」に至るまで、プライバシー権保護の問題はその他の権利侵害に付着する訴訟から、プライバシー権を侵害する行為を独立して起訴することができるところまで完成しつつある（孫・前掲書一〇八頁）。

一方、知る権利は、一般的に、広義の意味と狭義の意味とに分けられ、それらの意味において、広義の知る権利とは、国民、居民、法人およびその他の組織が、法に則って相手側に自己側に一定の情報を公開することを要求する権利、または、違法ではない範囲の限りにおいて情報を得る自由を指す。狭義の知る権利とは、国民、居民、法人とその他の組織が国家机关が把握する状況に対してそれを知る権利を指す（孫・前掲書一〇八頁以下）。

知る権利の研究はプライバシー権より遅れたが、現代社会

において、知る権利とは個人の生存、発展、健康を判断する重要な因素であり、そのため、知る権利は、その他の権利を正確に遵守する基礎的な権利となり、国民の基本的人権の内容である。法律が国民の知る権利を保護することにより、国民は情報を十分に得て、それを図る措置を考える。従って、情報を知ることは、個人の発展または選択にも重要な役割を果たしている（孫・前掲書一〇九頁）。

プライバシー権と知る権利とは相互に対立する概念であり、プライバシー権は私権の範囲に属しており、一般的に公共利益との間では関係を有しない。一方、知る権利は、その概念が提言されてから今日に至るまで、公共利益と密接な関連性を有し、そのため、知る権利は公的権利及び私的権利の特徴を有する。両者を比較すれば、プライバシー権は個人の固定的利益の保護を重視するが、知る権利は公衆が情報への需要を満たすように傾いている。それは個人利益に関連する情報を知る権利、および、国民自身の需要または国家政治に参加するために有効な情報を知る権利を含むものである（孫・前掲書一一〇頁）。

二 夫婦間における知る権利とプライバシー権

婚姻関係の締結が夫婦の個人的な人格権を損ねることはないと考えられる。それと同時に、夫婦関係による密接な関連の発生に伴い、相手の状況を知りながら、自己の合法的權益を侵害されない権利も有する。しかし、配偶者の知る権利

を守るには、必然的に他方のプライバシー権が侵される恐れが生じるため、夫婦間のプライバシー権と知る権利とを調整することは、主に以下の二つの問題を惹起する(孫・前掲書 一一〇頁)。

一つは、例えば、不貞行為を行った有責配偶者がプライバシー権を有するか否かの問題である。プライバシー権は法律上の概念として、あくまで、法的意義をめぐって論じなければならぬ。権利の存在またはその判断基準は、行為の合法性、または、違法性によって決まる。不貞行為は個人の間で生じ、一般的に社会公共利益にかかわらない。従って、不貞行為を起した者もプライバシー権を有すると考えられる。現代法制の基本的な主旨から見れば、個人権利の尊重と保護は、不貞行為をなし、倫理観、道徳に背いたからといって、本来有すべき権利を否定されるとは考えられない。不貞行為をなした者のプライバシー権を否定するためには、配偶者は法に則って知る権利を有しなければならぬ(孫・前掲書 一一〇頁以下)。

いま一つは、夫婦は相手配偶者が所有する財産を調査する権利を有するか否かの問題である。多くの場合は、夫婦間においては、別産制が実施されており、法律が、当事者の所有している財産を任意的に調査することを認めれば、必然に相手方のプライバシー権を侵害することとなる。法律的観点からは、夫婦間の知る権利とプライバシー権との調整に焦点を

おくべきであり、実社会の生活においては、家庭内の財産状況は極めて複雑であり、調査の対象となる財産が夫婦の共同財産であるならば、もとより、配偶者が知る権利について格別な問題となることはないし、しかも、一方が故意的に財産状況を隠蔽する場合、他方の財産権益の侵害となる。配偶者が調査した財産は他方の個人財産であれば、このような調査行為は他方プライバシー権への侵害となる。「婚姻法」に定めている夫婦法定財産は婚姻関係締結後に所得した共同財産であり、夫婦が婚姻関係の間に得た財産は、法律上の特別な規定または夫婦間の約定を除き、夫婦の共同財産と見做される。共同共有者は共有財産に対して持ち分を分割せず、共同所有ということであり、いずれの一方もみだりに財産を処分したり、隠蔽、移転、換金することができない。このようなことをして、他方に損害を与えた場合には、損害賠償責任を負わなければならない。そのため、配偶者が他方の財産の状況を知る権利は、直接に個人財産への保護にかかわる問題となる。しかし、全ての家庭が法定財産制の形態を適用しているわけではなく、または、婚姻の間に取得した財産が夫婦の共同財産とすれば、夫婦共同財産に属しない部分については、他方は知る権利を有さず、法律が配偶者の身分によって任意に相手の財産状況を調査することを認めるならば、プライバシー権を侵す恐れが生じる。夫婦一方の財産が配偶者共有の範囲に属するか否かと確認問題については、人民法院の

職権調査範囲に属し、その他の組織や機関はそれを確認する権限を有しない。法律がこれらの機関に配偶者からの調査に関する要請を許容したならば、これらの機関は共同侵害者と見做される（孫・前掲書一一頁以下）。

そのため、プライバシー権を侵さないように、夫婦間の財産調査問題に対して一定の条件と手続を設ける必要があると考えられる。まず、調査の条件を厳格に制限すべきであり、夫婦は共有財産に対して共同管理、使用と収益の権利を有するが、離婚または相手が財産の移転を防ぐことを目的とする。すなわち、婚姻関係の間は、夫婦が共同財産をいかに管理、使用するかは、自治範囲に属すべきであり、法律による関与を要件とはしないということである。そして、財産調査は、人民法院または関連機関の職権によって法定手続に基づいて行わなければならない。夫婦一方の名義で所有する財産は、配偶者の権利にかかわるほか、第三者の利益と取引の安全にかかわる可能性もあり、夫婦間に任意的な財産調査権を与えたならば、社会または第三者に対し、不安要素を与える可能性がある（孫・前掲書一二頁）。

夫婦間の知る権利とプライバシー権のいずれも、私的権利であり、私的権利の衝突は、個人利益と個人利益との衝突であるため、その衝突については、両者の利益を衡量しつつ、規律すべきである。夫婦間の知る権利とプライバシー権との抵触問題という価値選択、利益衡量を処理する際には、婚姻

利益を基準としながら、双方の権利の適切な保護と実現を考慮しなければならぬ。婚姻相手の利益または婚姻生活と直接にかかわるプライバシーに関する問題、例えば、誠実、財産、身体状況などに関する情報については、配偶者は知る権利を有し、権利者がプライバシー権を理由として抗弁することとは認められない。それに対して、個人の尊厳、生活の安定にかかわる情報については、配偶者がみだりな捜査、利用または公開することは禁止されるべきであり、それに違反した場合、プライバシー権の侵害と見做すべきである（孫・前掲書一二頁以下）。

三 夫婦間における知る権利とプライバシー権との抵触

一般的に、知る権利の行使は、情報を取得する方法が合法的である時、法的効果を有するものとなり、また、プライバシー権の行使は、他人の合法的權益を侵さない状況のもとに、法によって保護される。知る権利者が、一定範囲内において、他人のプライバシーに介入した場合、知る権利は一般意義のプライバシー権より優先され、他人のプライバシーを公開することは、プライバシー権への侵害とはいえなくなる。婚姻関係においては、一方配偶者のプライバシー権の侵害は、一般的に、他方が証拠を取り調べる過程において発生する。すなわち、配偶者が知る権利を行使する過程において問題が発生する。例えば、一方が他方の不貞行為を疑った場合には、往々にして、尾行、撮影、録音、録画などの方法で

証拠を集取する。また、一方が他方の財産隠蔽を疑った場合、殆ど、特殊な手段を利用して関連証拠を集取している。このような方法によって取得した証拠が合法的な証拠として利用することができるか否かは、実務上、一つの難儀な問題である(孫・前掲書一三三頁)。

証拠の真实性、関連性と合法性は証拠を判断する根拠であり、証拠の核心たる内容は、やはり証拠の合法性の問題である。民事訴訟法における証拠に関し、通説によれば、証拠の合法性は、証拠の形式、証拠の集取、証拠の審査手続など、いずれも法律の規定内容に満たすことを指す。従って、違法証拠は違法証拠規則の適用によって排除される可能性を生じる。違法証拠排除規則とは、違法によって取得された証拠は証明能力を有せず、人民法院によって事件を証明とする事実を判断する根拠として採用されないという意味である。民事訴訟法においては、双方当事人の利益関係が対立しており、自己の利益を守るために、当事者が証拠を集取する際に採用した方法と手段は、違法であるか、または、他人の權益を侵害する恐れがあるが、しかし、私的紛争の解決を図る民事訴訟制度の目的は当事者の権利の実現であり、その意味においては、人民法院にとって、事実の真相を明らかにすることが最も重要なことである。違法証拠排除規則の適用は、当事者が違法な方法、手段を通じ、または、法的手続に拠らずに集取した証拠につき、それを事件を認定する材料とは認めず、

人民法院はこれを事件を判断とする事実根拠と見做すことなく、結果的に事件の公正的な審理に努めることとなる(孫・前掲書一三三頁以下)。

民事違法証拠排除規則の理論的基礎においては、主に、国民の基本的権利を侵さず、手続上の公正を追求し、その結果、実質的な真実を犠牲にする可能性を含んでいるということが出来る。真実を見つけることは訴訟の最終的な目標であるが、しかし、この目標を実現する証拠の取得方式が国民の基本的権利を犠牲にするとか、または、人民法院が判決するために、この証拠を判決の基礎としたならば、国民の権利が侵害された事実を無視することとなり、それによって、国民の権利被害の程度は更に増大することとなる。訴訟の価値は、客観的な真実を見つげるだけでなく、訴訟参加者に対し、公正な取扱いと尊重を図る効果もあると指摘する学者もいる。それゆえ、訴訟本来にある正当手続により、裁判官が公正な法律手続に基づいて正義を実現するという基本原則が無視されてはならない。単に正確な判決を獲得するために、国民の基本的権利を踏みにじり、公正な手続の価値理念を放棄することは許容されてはならないはずである。そのような観点から、民事違法証拠排除規則の真の価値理念は、以下三つにまとめることができる。第一に、人権を保護することが重要な措置であり、第二に、手続上の正義も価値理念とされることであり、第三に、社会全体の利益を保護することであ

る。訴訟の価値は、事実の本来の姿を復元すると同時に、訴訟に関わる当事者にも公正な待遇と尊重を与える機能をも有すべきである（孫・前掲書一一四頁）。

違法証拠規則の主旨は、当事者が証拠を収集する際のみだりな行為を禁止し、一つの権利を実現するために、他の国民の権利を踏みにじる結果を阻止することに狙いがある。刑事訴訟法における違法証拠排除原則と異なり、民事訴訟法における違法証拠排除原則は、当事者の訴訟地位の違いにより、具体的に適用する際にその特徴を有する。刑事訴訟法と比べて、民事訴訟法の場合は、むしろ、係争の解決に重心がおかれているため、違法証拠排除の判断基準は刑事訴訟法の場合よりも低く、実体公正へ追及における刑事訴訟法より随分緩んでいるようである。当事者の私権の尊重により、違法証拠排除規則は、一般的に、他人の合法的權益を重く侵した時に適用される。当事者が、自己の利益を優先する狙いをもって、他人の合法的權益を侵害するか、または、法律の強行的規定に反する方法によって取得した証拠は、事件の事実の根拠として判断することができないという意味である。すなわち、違法手段によって取得した証拠が他人の合法的權益にかかわる場合、直ちに排除されるべきであるという意味である（孫・前掲書一一四頁以下）。

夫婦間の知る権利とプライバシー権との抵触問題については、公益と私益との抵触ではなく、私益と私益との抵触であ

り、そのため、相互理解の態度をもって、権利の調整が図られなければならない。つまり、二つの権利は、一定範囲においては、一定の譲歩が求められるなければならない。法律は、身分関係によって配偶者一方の知る権利を保護しながらも、錯誤を有しない他方配偶者の真実を知る権利を守るために、その人格を侵害することを許容するものではない。つまり、違法な窃盗、または個人のプライバシーの公開は禁止されている。違法証拠の危害性は極めて高く、そのため、「他人の合法的權益」または「法律の強行的規定」に属する場合には、それを排除しなければならない。不貞行為の違法証拠集取を例にすれば、違法に取得した不貞行為に関する証拠の殆どは個人の私事、個人の尊厳に関わっており、そして、個人の尊厳は憲法によって保護される重要な利益である。婚姻関係の締結は、配偶者の個人の人格または人格尊厳の犠牲、減少を前提にしておらず、たとえ、配偶者の一方が不貞という不法行為を起こしたとしてもその者の人格尊厳の必要性は大さいと考えられる。人格尊厳と身分利益の考慮から見れば、婚姻関係の当事者は人格権と身分権の二つの権利を有し、身分権は一つの重要な権利であるが、一方、身分上の知る権利が他方の人格尊厳と密接なプライバシーが抵触した場合に、知る権利はプライバシー権の後に後退しなければならぬ。すなわち、法律上は、配偶者の知る権利を保護することは、配偶者の真実を知る権利を守ることであるが、相手の人

格尊厳を害してまで、それを守ることに値しないとされるべきである。他方、知る権利による違法証拠収集は、他人の人格を侵害するほか、他人生活の安定ないし社会生活の秩序にも及ぶ恐れがある。プライバシー権において、私人生活ないし個人生活の安定はその核心たる内容であり、法律が他人による恣意的な盗聴、盗撮、尾行または録画などによる他人のプライバシーの覗き見を認めるならば、社会全体の安全を失い、人と人との信頼関係も喪失し、日常生活に大きな危害をもたらし、その結果、これらのいずれも、社会の安定的な発展に危惧を及ぼすこととなる。従って、違法証拠収集は個人のプライバシー権の問題にかかわると同時に、引いては、直接的に社会全体の利益にも跨る問題であり、配偶者がその利益と関連する情報を得るには、合法的でなければならず、また、相手のプライバシーを遵守しなければならない(孫・前掲書一五頁以下)。

民事訴訟において、違法の証拠材料は、主に、以下の三つの内容に分けられる。一つは、主体の不適法のものであり、すなわち、証拠材料を形成する主体が方法の要件を満たさないことである。二つ目は、形式上の不適法のものであり、すなわち、証拠材料の形式が法律の要件を満たさないことである。三つ目は、手続の不適法のものであり、すなわち、証拠を集取る手段、方法が法律の規定に背くことである。以上の三つの違法証拠材料のいずれも排除されべきであるが、し

かし、訴訟においては、違法証拠排除規則は、一般的に、手続上の違法証拠を排除する。違法証拠排除の範囲については、以下の原則を遵守すべきと唱えられることもある。すなわち、第一に、私人の領域内において、秘密手段によって得られた証拠は一般的に排除しなければならない。第二に、違法に他人の住宅を侵害し、違法に差し押え、また、秘密窃盗ないし通信の自由を破壊し、他人の合法的財産の所有権を侵す方法によって得られた証拠は排除されるべきである。第三に、法の強行規定に反する方法によって得られた証拠は排除されるべきである。第四に、違法証拠によって得られた証拠は排除されるべきである。第五に、合法によって取得しただれかの証拠は、その適用が嚴重な結果をもたらす恐れがある場合には、それを排除しなければならない。それらの原則について、夫婦の行動として具体的にいえば、婚姻事件において排除されるべき違法証拠として、以下の幾つかの状況が、それに該当する。(一) 人身自由の拘束によって得られた証拠であり、例えば、無着衣写真がその例である。(二) 他人の私的領域において生じた盗撮、録画による証拠であり、例えば、ホテル室内での盗撮がその例である。(三) 違法手段によって得られた財産に関する情報であり、例えば、銀行に勤める者の違法行為によってみだりに調べられた顧客の財産情報がその例である。(四) 他方の利益または婚姻利益にかかわらない個人のプライバシーに関する証拠であり、

例えば、配偶者の日常活動などを尾行することがその例である（孫・前掲書一一六頁以下）。

民事訴訟における証拠集取は、主に当事者自らが行うため、違法による証拠の法的効果については、当事者が責任を負わなければならない。当事者が自己にとつて有利となる証拠を集取し、みだりに違法手段を使用することを阻止するために、違法証拠排除規則の適用は、時として、処罰性を有する法律結果であり、それは、単に違法証拠行為を制限することを目的とするにとどまるものではないと考えられる。憲法上の権利を侵害した違法証拠については、押し並べて排除すべきであるが、これは、憲法の権威を守るほか、違法証拠行為を実施した者が本来負うべき法的効果である。その他の法律規定に違反した証拠についても、原則的に排除すべきであることはいうまでもない。それによつて法律の厳格な執行を守ることができる。違法証拠集取行為は、国民及び社会の公法的権益を侵害するばかりか、訴訟利益を侵害して、公法に違反する行為である。たとえ、それが夫婦間のことであったとしても、それを許容すれば、違法行為を助長する恐れがある。もつとも、夫婦であるという特殊性を顧慮して、やはり、違法の軽重に応じて違法証拠の責任を追及しなければならぬことはいうまでもないであろう（孫・前掲書一一七頁参照）。

四 おわりに

以上、中国法における夫婦間のプライバシーについて、中国法文献を中心として、知る権利との関連において概観した。中国は日本と異なる政治体制を採用しているが、夫婦間のプライバシーに関する問題を見る限り、中国法における論議は、日本法との関連においても、ほぼ妥当するように思われる。それを参考としながら、日本社会に特有な精神風土等も考慮した上で、日本法における問題として、改めて考察してみることとしたい。

（じょ・ずいせい 東洋大学法学部非常勤講師）